

職員の給与に関する勧告

別紙第2の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置をとることを勧告する。

1 給料表

月例給（行政職）を3.06%引き上げるよう、現行の行政職給料表を別記第1(1)のとおり改定すること。

なお、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に別記第1(2)から(6)、別記第2及び別記第3のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 期末手当及び勤勉手当

ア イ、ウ及びエ以外の職員

特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げること。

具体的には、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ1.075月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ1.275月分）とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員

特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げること。

具体的には、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.725月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.525月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ0.625月分）とすること。

ウ 任期付研究員

特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げること。

具体的には、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

エ 特定任期付職員

(7) 支給月数

特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げること。

具体的には、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

(4) 勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に3を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

(2) 初任給調整手当

ア 第一種初任給調整手当

現行の初任給調整手当を第一種初任給調整手当とし、医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を418,600円とすること。

イ 第二種初任給調整手当

(7) 第二種初任給調整手当を新設し、新たに採用された職員等に対し、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の等級及び職員

の受ける号給に応じた額並びにこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第3条第1項の勤務時間を考慮して1時間当たりに換算した額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額を下回るときは、その差額を踏まえて人事委員会規則で定めるところにより算出した額を支給すること。

- (イ) 定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員については、(ア)の職員の属する職務の等級及び職員の受ける号給に応じた額に関し所要の措置を講ずること。

(3) 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は5,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は8,000円とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、2の(1)のエの(イ)及び(2)のイについては、令和9年4月1日から実施すること。